

令和6年度決算における鹿児島県保育連合会 社会福祉充実残額計算結果について（報告）

1 根 拠

『社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について（平成29年1月24日発出）』では、次のとおり根拠が記載されている。

社会福祉法等の一部を改正する法律による改正後の社会福祉法第55条の2の規定に基づき、平成29年4月1日以降、社会福祉法人は、毎会計年度、その保有する財産について、事業継続に必要な財産を控除した上で、再投下可能な財産（以下「社会福祉充実残額」という。）を算定しなければならないこととされている。さらに、その結果、社会福祉充実残額が生じる場合には、社会福祉法人は、社会福祉充実計画を策定し、これに従って、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、当該残額を計画的かつ有効に再投下していく必要がある。

上記を踏まえ、令和6年度決算における計算結果について次のとおり報告する。

2 令和6年度決算における社会福祉充実残額

（単位：円）

	算定項目	計算結果	計算方法
I	活用可能な財産	135,762,340	法人単位貸借対照表から 資 産 合 計 － 負 債 合 計 － 基 本 金 － 国庫補助金等特別積立金で算定
II	社会福祉法に基づく事業 に活用している不動産等	31,866,525	財産目録から 控除対象となる財産の貸借対照評価額 － 対応基本金－国庫補助金等特別積立 金－対応負債
III	年間事業活動支出額	146,465,862	法人単位資金収支計算書から 「事業活動支出計」
	合計	▲42,570,047 ÷ ▲42,570,000 ※10,000 未満切り捨て	I － （II ＋ III） 135,762,340 － (31,866,525 + 146,465,862)

※社会福祉充実残額の計算に当っては、特例として「再取得に必要な財産」（将来の建替費用、大規模修繕費用、設備更新費用）及び「必要な運転資金」（年間事業活動支出の12分の3）の合計額が、年間事業活動支出額を下回る場合は、当該支出の全額を控除することができることとされている。

●令和6年度決算では、「再取得に必要な財産」（将来の建替費用、大規模修繕費用、設備更新費用）45,036,078、「必要な運転資金」（年間事業活動支出の12分の3）は36,616,465で、その合計額は81,652,543となり、年間事業活動支出額146,465,862を下回っている。よって、当該支出の全額を控除することができる。

3 令和6年度決算における社会福祉充実残額計算結果について

当連合会の令和6年度決算における社会福祉充実残額については、上記2の合計がマイナスとなることから充実残額はないと判断でき、社会福祉充実計画の策定は要しない結果となった。

以上